



**日 本 地 震
再保険の現状
2 0 0 7**

目次

.....	
はじめに	1
.....	
代表的な経営指標	2
.....	
地震保険と当社	4
.....	
会社の現況	5
.....	
地震保険と再保険のしくみ	12
.....	
資料編	25
.....	
会社の概要	26
.....	
事業の概況	30
.....	
経理の状況	35
.....	
用語の解説	42
.....	



取締役会長
若林 勝三

取締役社長
森 昭彦

はじめに

皆様には、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

当社は、国内唯一の、家計地震保険の再保険専門会社として昭和41年に設立し、現在に至るまで再保険金の支払態勢の強化・充実に努めるとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用にも十分意を用いてまいりました。

平成18年度の地震保険契約は順調に増加し、保有契約は1,000万件を超え、今年の3月末の総資産も9,089億円に達しました。今年度は、税制改正により地震保険料の所得控除制度が導入されたこと等から地震保険契約は一層増加するものと思われます。

一方、今年4月には停電が原因となって社内のシステムがまる一日止まるといった問題も生じました。幸い業務に大きな影響を及ぼすことなく復旧することができましたが、当社といたしましては、常に事業運営全般を見直し、当社の役割と責任をより一層追求した厳しい経営を目指してまいります。

今年度は、地震再保険特別会計の見直しについての議論が深まることが予想されます。当社は、ディスクロージャーが地震保険のご契約者やご関心のある方々にとって必要な情報提供の手段であることはもとより、コーポレート・ガバナンスにとっても極めて有効な手段であると考え、当社の現状と活動を明らかにした小誌「日本地震再保険の現状2007」を作成いたしました。当社のホームページもあわせてご覧いただき、ご理解を賜るとともにご意見を頂戴できれば幸いです。

平成19年7月

日本地震再保険株式会社

取締役社長

森 昭彦

会社概要《平成19年3月31日現在》

設立：昭和41年5月30日

資本金：10億円

総資産：9,089億円

取締役社長：森 昭彦

従業員数：21名

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
小舟町富士プラザ内(本店のみ)
TEL 03-3664-6098

ホームページアドレス <http://www.nihonjishin.co.jp/>

代表的な経営指標

受再正味保険料および正味収入保険料は、平成18年度は減少となりましたが、地震保険への加入者が増えていることから近年増加傾向にあります。また、運用資産は、再保険金の支払いに備えるため、流動性の高い、高格付け債券で運用しています。

受再正味保険料



受再正味保険料とは、受再保険料（元受保険料の合計に当たります。）から、解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。

正味収入保険料



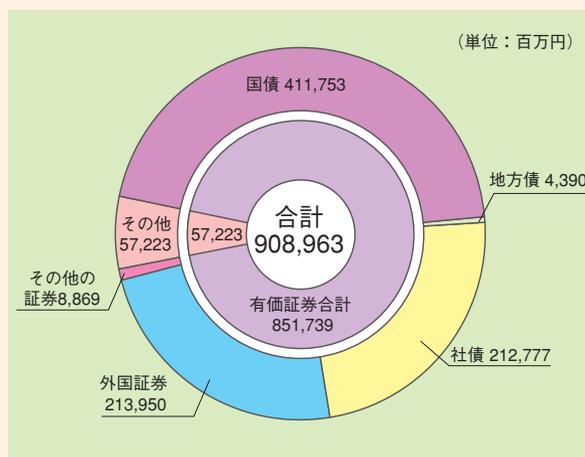
正味収入保険料とは、受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

総資産



総資産とは、現金や預貯金、有価証券、不動産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

総資産の内訳(平成19年3月31日現在)



ソルベンシー・マージン比率

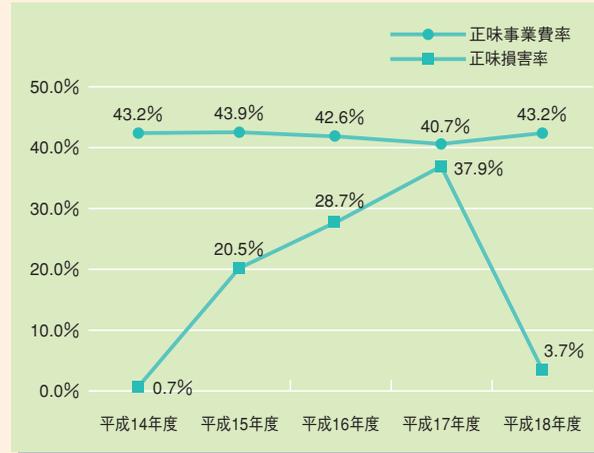


ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

正味損害率・正味事業費率



正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

単位：百万円

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
正味収入保険料		47,566	50,896	58,198	71,132	67,981
正味損害率		0.7%	20.5%	28.7%	37.9%	3.7%
正味事業費率		43.2%	43.9%	42.6%	40.7%	43.2%
保険引受収益		51,897	54,678	61,995	91,001	72,451
経常利益		303	184	98	23	143
当期純利益		10	17	10	36	△16
ソルベンシー・マージン比率		176.3%	184.3%	182.2%	160.2%	175.3%
純資産額		1,577	1,579	1,587	1,605	1,600
総資産額		726,458	761,594	804,333	838,555	908,963
その他有価証券評価差額金		25	14	11	△5	5
地震保険評価差額金		11,825	7,000	5,458	△9,054	△4,540

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生がきわめて不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険(注)制度が発足し、当社が設立されました。

(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

会社の特色

家計地震保険は、お客様(契約者)に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。

またお客様からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社、当社の三者間の再保険手続きを行うとともに、お客様からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の地震再保険会社です。

 再保険のしくみについてはP18の「再保険のしくみ」およびP42の「用語の解説」をご覧ください。

大震災への対応

当社の重要な使命は大震災の際、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため平時においても常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的に行っています。

また、資産の管理・運用は保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払っています。具体的には次のとおりです。

震災対策委員会とその活動内容

部門横断の会社組織として震災対策委員会を常設し、年間計画にもとづき大地震を想定した初期行動、震災対策本部の設置、再保険金支払演習等の訓練や緊急対応マニュアルの整備点検等を実施しています。平成18年度は、全役員を対象に徒歩による出社や帰宅の演習を実施いたしました。

また、これまでも中央防災会議や研究機関が作成した首都直下地震発生時の被害想定を基に、支払い体制の整備を行ってきましたが、平成19年度は当社が今年3月に銀行・証券の債券関係者に実施した「大震災発生後の債券市場動向」のアンケート結果も参考に、資金化計画を中心に支払い体制の再点検を行う予定です。

換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、常に流動性の高い、高格付けの債券を中心に運用し、基本的には4日以内にほぼ全資産を換金できるように準備しています。また、換金時の価格リスクを軽減するため、債券は中期債による運用を基本としております。

会社の現況

中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして中期経営計画を策定し、新たなスタートを切ることと致しました。

10年を展望した当社の目指すべき将来像として

1. 地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮
2. 地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

を掲げ、その具体化に向けた3カ年計画を15項目にまとめ、更に当年度計画を策定して、達成に向けて邁進してまいります。

3年計画

①当社が変革を迫られる事態の想定とその対応策の研究

②A特約にもとづく出再保険契約の検証体制強化

③債権・債務の管理の自前化に向けたプランの作成

④現行の経理・業務システムの刷新

⑤四半期決算の実施

⑥一元的なリスク管理システムの構築

⑦資産運用の効率化の推進と運用力の強化

⑧社員全員の業務知識のレベルアップと専門家の育成

⑨社員の人生プランを制度面で支援

⑩人事制度、職場環境改善の推進

⑪地震保険制度の改善に向けた取組みの実施

⑫損害査定費の危険準備金からの取崩しの実現

⑬地震保険加入促進への積極的な取組み

⑭商品内容のPRと大地震発生時の対応強化

⑮コーポレートガバナンスの強化

主な平成19年度計画（2年度目）

① ・地震特会见直し対応の研究
・平成21年度再保険スキーム改定への対応
・各国の地震再保険機関との情報交換の強化

② ・元受社への帳簿閲覧の実施

③ ・再保険金請求データと契約データのマッチングシステムの構築
・A特約の平成20年度自前化に向けた準備

④ ・業務システムの構築
・経理システムの開発計画の策定

⑤ ・平成19年度四半期決算の効率的な実施と平成20年度開示に対する準備

⑥ ・財務運用の一元的なリスク管理システムの構築に向けた試行

⑦ ・効率的な為替ヘッジとしてダイナミックヘッジを実施
・未経過保険料に対するALM運用
・財務部の各員ごとに運用責任枠を設けた実践運用の実施
・債券貸借取引の実施

⑧ ・社内勉強会による社員の地震再保険専門知識の向上
・計画的な階層別研修の実施

⑨ ・企業年金制度のあり方の検討
・60歳以降の再雇用のあり方の検討

⑩ ・休暇取得の推進、サービス残業の撤廃に向けた取組み

⑪ ・準備金の枯渇時または枯渇を防ぐ対応策の検討
・大震災発生後の市場動向調査にもとづく資金化計画の見直し

⑫ ・省令改定実現にむけた要望

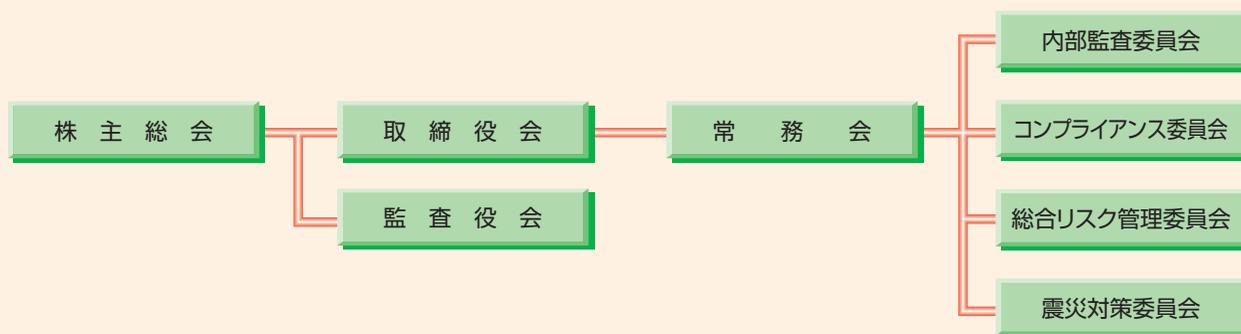
⑬ ・業界広報計画への積極的な参画

⑭ ・商品内容の改善策の検討
・損害査定費請求に関する社外研修会の実施

⑮ ・会計監査人の選任とそのディスクロージャー
・社内文書のデータベース化の実施
・コンプライアンスプログラムの推進
・オペレーショナルリスクの管理
・ホームページ、ディスクロージャー誌の更なる充実

運営体制

内部統制(ガバナンス体制)



委員会制度による運営

当社のガバナンスの運営は、常務会の下部機関としての委員会制度によって行っており、内部監査委員会、コンプライアンス委員会、総合リスク管理委員会の三つの委員会を設置し、監査、法令遵守、リスク管理の体制を構築して、健全な事業運営を目指しています。また大規模地震の発生に備え、保険金の支払体制や支払資金計画等を整備する震災対策委員会を設けて、大震災への即応体制をとっております。

各委員会の毎年の運営方針や運営状況は定期的に常務会、取締役会に付議または報告されます。

コンプライアンス

当社は法令等の遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、保険会社として求められる健全な企業風土の醸成に努めております。コンプライアンス推進体制を確立するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

昨年度は法令遵守の促進と違法行為の防止発見のために社内相談窓口に加えて、社外に「コンプラホットライン」を設置するとともに、コンプライアンス行動宣言を見直し、コンプライアンス行動規範として改定いたしました。

本年度も引き続き、人権研修、コンプライアンスに関するヒヤリングおよび全社勉強会を実施して、コンプライアンスの推進に努めます。

情報保護について

当社は情報資産の保護を経営の最重要課題のひとつと位置付け、その安全対策の基本方針である「セキュリティ・ポリシー」を掲げ、具体的な実施要領としての「安全対策基準」を定め、会社が取扱う情報資産の適切な保護に努めています。

特に、個人情報保護については「プライバシー・ポリシー」、「個人情報保護規程」、「個人データ安全管理基準」において、個人情報の適切な取得、利用、保管方法等について定め、適正な取り扱いを行っています。

 震災対策委員会についてはP4の「大震災への対応」をご覧ください。

リスク管理の体制

規制緩和、IT化など企業をとりまく経営環境は大きく変化しているなか、当社のリスクもますます多様化、複雑化しており、経営の安全性、健全性を確保していくためには、リスクを的確に把握し、リスク管理強化を図る必要があります。

具体的な取り組みとして、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理するため、リスク管理を統括する「総合リスク管理委員会」を設置し、リスクの統合管理機能の強化を図るとともに、その状況を取締役会、常務会に報告しています。

①資産運用リスクへの対応について

運用資産は約9千億円となっています。これらの資産については、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一義として、公共債を中心に運用しています。資産運用のリスク管理は毎年のリスク管理方針に従い行っていますが、主なものは以下のとおりです。

市場リスク

金利、為替に対する感応度やバリュー・アット・リスク（VaR）の計測、金利、為替の大幅な変動時の損失額の算出を行い、これらにもとづいてリスク量を限定しています。

信用リスク

購入債券は格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループへの集中を回避するため個別的な管理も行っています。

流動性リスク

個別債券毎の換金性を事前点検するとともに、全資産の換金性についても点検しています。

②事務リスクへの対応について

権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

③システムリスクへの対応について

システムリスクの管理にあたっては、「セキュリティポリシー」、それに基づいた「安全対策基準」を定め、情報資産の適切な保護に努めています。

監査体制・社外社内の検査

社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法第129条および第313条に基づく金融庁の検査ならびに地震保険に関する法律第9条に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、会社法に基づき、会計監査人による会計監査を受けております。

なお、当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2月間の業務停止処分を受けたことから、同年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を失いました。

それに伴い、新日本監査法人が、平成18年7月20日の監査役会決議により一時会計監査人として選任され、平成19年6月29日の株主総会決議により会計監査人として選任されております。

社内の監査

監査役が行う商法上の監査の他に、当社では社内の組織として「内部監査委員会」を設置しています。内部監査では、会社の健全な発展と社会的な信用の向上に資するため、コンプライアンス体制、リスク管理体制および各部門の重要課題の取り組み状況に重点を置いた監査を行っています。

本年度は特に業務新システム開発に関する監査に重点を置くと共に、昨年度に引続き事務を含めた内部統制状況の監査を行います。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、平成18年5月1日の会社法施行に伴い、内部統制システム構築の基本方針を平成18年5月31日開催の取締役会において次のとおり決議し、引続き内部統制の強化に取り組んでおります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程ならびに役員および社員が法令等を遵守した行動をとるためのコンプライアンス行動宣言を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、役員および社員の教育等を行う。
- (2) 内部監査委員会を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- (3) 上記の各委員会の活動は定期的に取り締役会および常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則100条1項2号)

- (1) リスク管理の統括的な方針であるリスク管理方針を策定するとともに、全社的リスク管理体制を規定する総合リスク管理規程を定める。
- (2) 全社的リスク管理を統括する総合リスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
- (3) リスク管理部門として、管理部IT・リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取り締役会、常務会および総合リスク管理委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項3号)

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役および常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議および経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則100条3項2号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項3号)

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会および各種委員会等社内重要会議に出席することができる。

- (2) 取締役（非常勤取締役を除く。）は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役（非常勤取締役を除く。）および使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程にもとづき監査役に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ロ. 重大なコンプライアンス違反
 - ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ニ. その他上記に準ずる事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号）

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程および監査役監査規程にもとづき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

以上

社会貢献活動

救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時の負傷者救護に役立てるため、全ての役員および社員に対して東京消防庁による上級救命講習を受講し、「上級救命技能認定」の取得を義務づけております。

また社員の中にはさらに東京消防庁による3日間の応急手当普及員講習を受講し、応急手当を指導できる資格を取得しているものもおります。

地球環境問題

当社では従来からの環境保護活動を一歩進めて、平成18年度に環境マネジメントシステムを全社に導入し、環境認証であるISO14001の認証を取得いたしました。環境目標には当社の業務内容等を考慮して、省エネルギー、省資源および資源のリサイクルを目的に「電気使用量の削減」、「コピー紙使用量の削減」、「廃棄物の適正処理」および「グリーン購入の推進」の4点を掲げ取り組んでおります。

本年度は認証維持に向けて、全社で環境教育を推進して環境マネジメントシステムの定着に努めていきます。また、引き続き夏季はノージャケット、ノーネクタイのクールビズを実施していきます。

ボランティア

毎年、使用済み切手やプリペイドカード等を集め中央区福祉協議会を通じて社会福祉団体に寄付しています。

また、年2回程度、中央区の「クリーンデー（地域美化運動）」へ参加し、日本橋地区の清掃活動を行っているほか、年4回中央区の「花咲く街角(草花の植付け)」にも参加し、花壇に草花の植付けやその管理を行う地域活動を行っています。

さらに最長で1ヶ月間のボランティア休暇制度を設け社員のボランティア活動を支援するとともに、(財)さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しています。

トピックス

ISO14001 認証取得

当社は、創立40周年の記念事業として全社に環境マネジメントシステムを導入し、PDCAサイクルの実施により環境活動の推進と継続的な改善に努めています。事務局は管理部総務グループが担当し、各グループに推進役である環境管理担当者を置いています。これらにより平成19年3月には、国際規格であるISO14001の認証を取得いたしました。

森 社長、OECDのインド会議に出席

OECD(経済協力開発機構)は、日本政府の資金協力を得て、平成19年2月26日、27日インド・ハイデラバードにおいて、インド政府との共催で「キャット・リスク(大規模災害リスク)の金融マネージメントに関する国際ネットワーク第1回コンファレンス」を開催しました。

コンファレンスには、日本をはじめ15のOECD加盟国・10の非加盟国双方の保険監督、災害対策当局、再保険業界、災害リスク研究機関等より110名が参集し、キャット・リスクについての官民の役割分担やグローバルな金融手法による軽減策、大規模災害リスクについての国民の意識向上の必要性等について活発な議論がおこなわれました。日本からは、この会議の顧問委員会(アドバイザー・ボード)のメンバーである当社の森社長のほか財務省大臣官房信用機構課の羽深課長や田原課長補佐をはじめ地震保険の関係者多数が参加しました。

OECDは、今後、同コンファレンスを自然災害やテロリズム等の巨大災害の金融マネージメントに関する重要な課題を話し合うための戦略的なフォーラムと位置づけて、定期的な開催を予定しています。

台湾の住宅地震保険関係機関との交流

海外の住宅地震保険制度の調査の一環として、平成18年度は台湾に往訪いたしました。台湾の住宅地震保険制度の中心をなす、中央再保険有限公司(Central Re)と住宅地震保険基金(TREIF)を訪問し、現地の住宅地震保険の制度と環境について調査いたしました。

また、平成19年5月にはTREIFから損害調査に関する研修生を、業界の協力の下、受け入れております。こうした交流を通して日台間の有意義な関係強化が期待されます。

システム障害情報

平成19年4月23日(月)9時00分頃から23時00分の間、マザーボードの故障を原因とするファイル・サーバー障害が発生し、業務の一部に遅延が発生いたしました。

対策として、バックアップの多重化を実施するとともに、サーバーの二重化等抜本的な改善策を検討中です。

地震保険料率の改定と地震保険割引対象の拡大

損害保険料率算出機構の届出に基づき、平成19年10月1日より地震保険の基本料率が改定されます。従来、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」は、国立天文台編の「理科年表」に掲載されている過去約500年間に発生し被害をもたらした375の地震データを使って算出していました。これを最新の知見に基づき、政府の機関である地震調査研究推進本部から公表された「確率論的地震動予測地図」の作成に使われている、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震(約73万震源モデル)を算出に用いる震源モデルとして改めました。あわせて地震による被害の予測手法も変更されました。これにより、従来の基本料率に対して都道府県ごとに引き上げ・引き下げが行われますが、全国平均では7.7%の料率引き下げとなります。

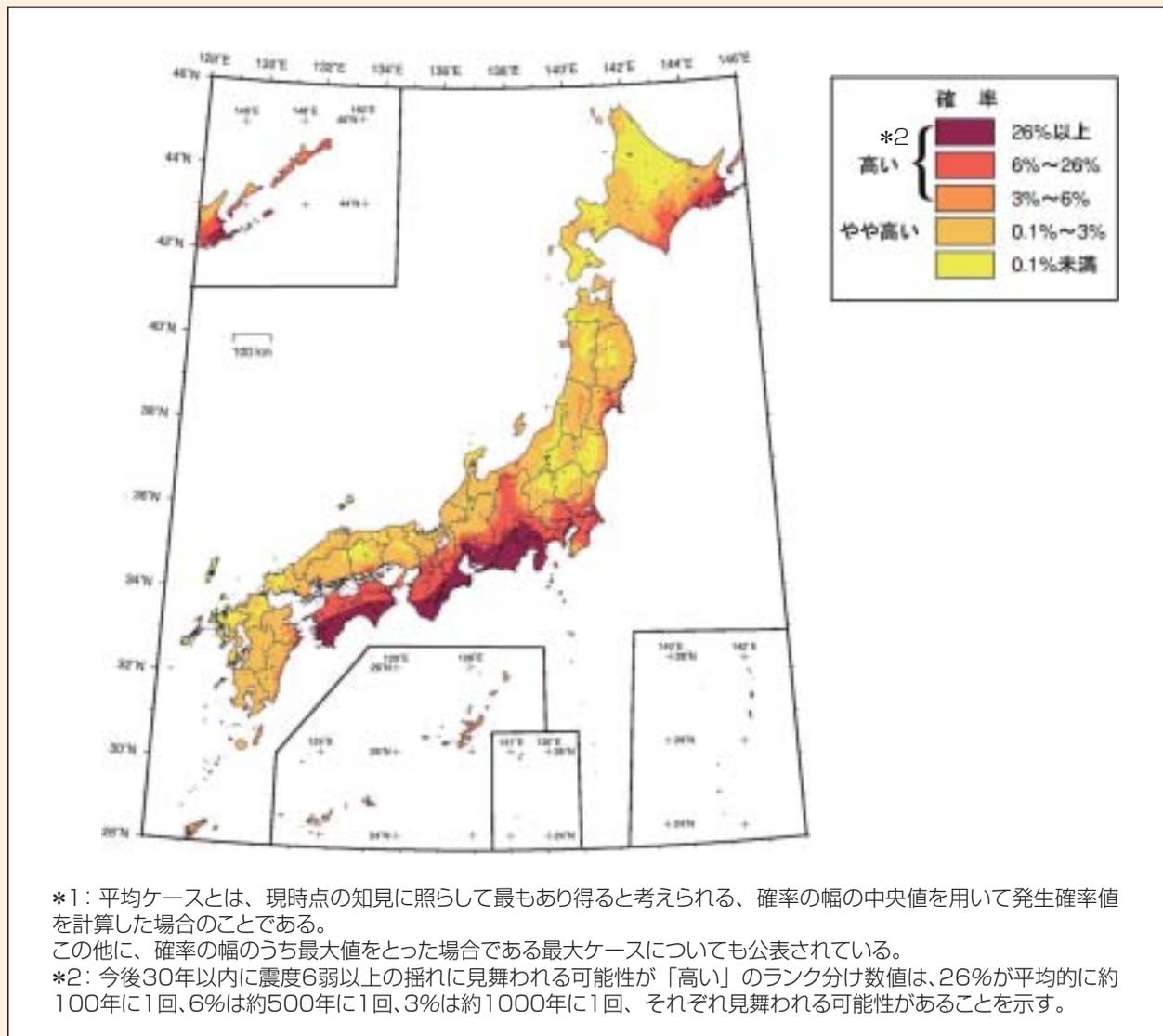
同時に、従来からの「建築年割引」(10%割引)、「耐震等級割引」(10~30%割引)に加え、耐震性能の高い住宅についてさらに割引対象を拡大するため、新たに「免震建築物割引」(30%割引)、「耐震診断割引」(10%割引)を導入します。(詳しくは保険料率P14をご覧ください。)

地震に関する話題

地震動予測地図の更新

平成17年3月に政府の機関である地震調査研究推進本部から公表された「全国を概観した地震動予測地図」のうち「確率論的地震動予測地図」が2007年版として平成19年4月に更新されました。

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率（平均ケース*1）



(出典：地震調査研究推進本部「全国を概観した地震動予測地図」2007年版報告書より)

 地震調査研究推進本部についてはP15をご覧ください。

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物およびそれに収容される家財（生活用動産）を対象とする火災保険（注）に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは用語の解説(P42)をご覧ください。

補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害。

・火災保険では、①地震等による火災(およびその延焼、拡大損害)によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

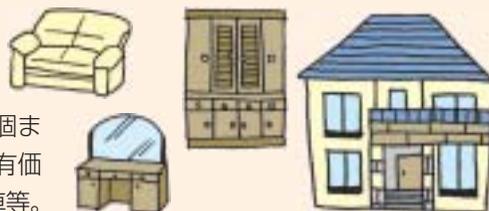


保険の対象

居住の用に供する建物および家財（生活用動産）。

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。



保険期間

短期、1年および長期(2~5年)

保険金額

火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円（注）、家財は1,000万円が限度です。

(注)火災保険

普通火災保険、長期総合保険、積立生活総合保険、住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等

(注)マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損、または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物・家財	全 損	保険金額の100%〔時価(※)が限度〕
	半 損	保険金額の 50%〔時価の50%が限度〕
	一 部 損	保険金額の 5%〔時価の5%が限度〕



損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面 から45cmを超える浸水を受 け損害が生じた場合で、全損 ・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震の発生日から10日以上経過後に生じた損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等の際の紛失・盗難の場合

保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成17年4月に改定され、5兆円となっています。支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険責任(P20)、用語の解説(P43)をご覧ください。

保険料率

地震保険料率は、「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構（※）が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。

地震保険料率 = 純保険料率 + 付加保険料率

実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率（一定の確認書類が必要です。）を乗じることにより計算します。

平成19年10月1日より基本料率の改定と耐震性能の高い住宅についての割引対象の拡大が予定されています。

基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により決定します。

平成19年9月30日までの基本料率

「純保険料率」は、具体的には、国立天文台編の「理科年表」（※）に掲載されている過去約500年間に発生し被害をもたらした375の地震データを使って算出しています。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき

(単位：円)

等地別	構造	非木造	木造
	1等地	0.50	1.20
2等地	0.70	1.65	
3等地	1.35	2.35	
4等地	1.75	3.55	

1等地	北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
2等地	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
3等地	埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
4等地	東京都、神奈川県、静岡県

※損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

※理科年表

文部科学省国立天文台編。天文、気象、地学等自然科学に関する広範囲なデータを取りまとめ、最新の研究、観測等により毎年改定される資料本です。この中の「日本付近のおもな被害地震年代表」が純保険料率算出に使用されています。

平成19年10月1日からの基本料率

政府の機関である地震調査研究推進本部（※）が「確率論的地震動予測地図」を公表しました。この地図の作成に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震（震源数：約73万震源モデル）を対象として、あわせて被害の予測手法も最新のものに改めて、「純保険料率」を算出しています。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき （単位：円）

等別	構造	非木造	木造
北海道		0.65	1.27
青森県		0.65	1.27
岩手県		0.50	1.00
宮城県		0.65	1.27
秋田県		0.50	1.00
山形県		0.50	1.00
福島県		0.50	1.00
茨城県		0.91	1.88
栃木県		0.50	1.00
群馬県		0.50	1.00
埼玉県		1.05	1.88
千葉県		1.69	3.06
東京都		1.69	3.13
神奈川県		1.69	3.13
新潟県		0.65	1.27
富山県		0.50	1.00
石川県		0.50	1.00
福井県		0.50	1.00
山梨県		0.91	1.88
長野県		0.65	1.27
岐阜県		0.65	1.27
静岡県		1.69	3.13
愛知県		1.69	3.06
三重県		1.69	3.06

等別	構造	非木造	木造
滋賀県		0.65	1.27
京都府		0.65	1.27
大阪府		1.05	1.88
兵庫県		0.65	1.27
奈良県		0.65	1.27
和歌山県		1.69	3.06
鳥取県		0.50	1.00
島根県		0.50	1.00
岡山県		0.65	1.27
広島県		0.65	1.27
山口県		0.50	1.00
徳島県		0.91	2.15
香川県		0.65	1.56
愛媛県		0.91	1.88
高知県		0.91	2.15
福岡県		0.50	1.00
佐賀県		0.50	1.00
長崎県		0.50	1.00
熊本県		0.50	1.00
大分県		0.65	1.27
宮崎県		0.65	1.27
鹿児島県		0.50	1.00
沖縄県		0.65	1.27

※地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき、平成7年7月に地震調査研究推進本部が設置されました。平成17年3月に「全国を概観した地震動予測地図」として「確率論的地震動予測地図」と「震源断層を特定した地震動予測地図」の2種類の地図を公表しています。

割引率

以下の(イ)・(ロ)の場合に、前頁の**基本料率が割引かれます**。ただし、(イ)と(ロ)の重複適用はできません。

(イ) 建築年割引率

建物が**昭和56年6月以降に新築**された建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

(ロ) 耐震等級割引率

法律にもとづき定められた**耐震等級(※)**に該当する建物およびその建物に収容された家財である場合

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

平成19年10月1日からの割引対象の拡大

従来からある前述の(イ)・(ロ)の割引に加え、新たに(ハ)・(二)の割引が追加され、割引対象が拡大されます。ただし、重複適用はできません。

(ハ) 免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物(※)**である建物およびその建物に収容された家財

割引率	30%
-----	-----

(二) 耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること(※)**が確認できた建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

長期契約の料率

長期契約(2~5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

所在地：兵庫県、建物構造：木造、建築年月：平成12年1月の建物の場合
主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円
(ここでは、保険始期日が平成19年10月1日以降であるとします。)

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは、付保割合(※)を50%とします。
建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%=1,000万円
家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%=300万円
- 保険料率を確認：平成19年10月1日からの兵庫県の木造の基本料率→1.27
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→10%

建物

地震保険料の計算： $10,000千円 \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 11,400円$

家財

地震保険料の計算： $3,000千円 \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 3,420円$

地震保険料所得控除制度

平成18年度税制改正により、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。これにより、所得税が最高5万円、住民税が最高2万5千円を総所得金額等から控除できるため、より一層地震保険をお求めになり易くなります。

所得税(平成19年分以後の所得税について適用)

- 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の全額をその年分の総所得金額等から控除する(最高5万円)。
- 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(上記1の適用を受ける保険料等に係るものを除く。)に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する(最高1万5千円)。
- 上記1と2を適用する場合には合わせて最高5万円とする。

個人住民税(平成20年度分以後の個人住民税について適用)

- 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の金額の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除する(最高2万5千円)。
- 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(上記1の適用を受ける保険料等に係るものを除く。)に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する(最高1万円)。
- 上記1と2を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30~50%の範囲内で設定することとなっています。

再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕…A特約

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕…B特約

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決められています。

当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約〕…C契約

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

保険金支払いのしくみ

地震等によって損害が生じたときは、契約者が損害保険会社へ保険金の請求をした後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

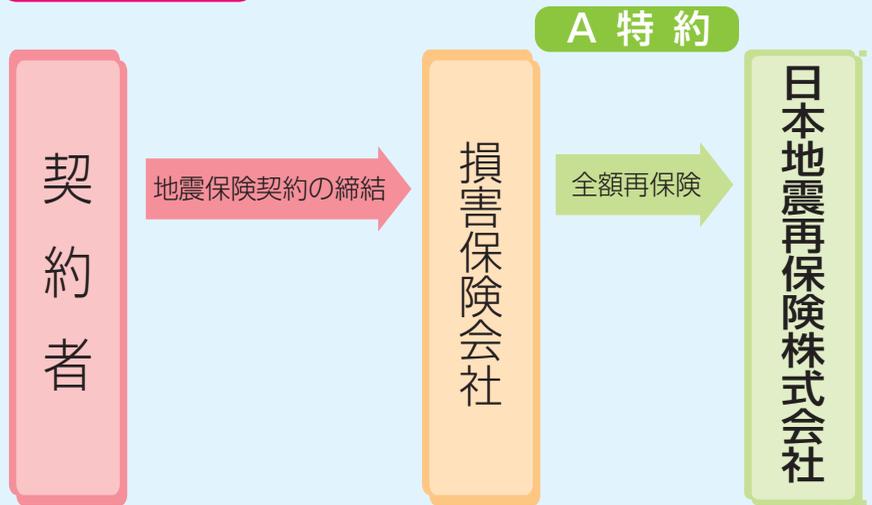
契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

従って、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払った保険金と同額となります。

 地震保険制度発足以来の再保険金支払額についてはP22をご覧ください。

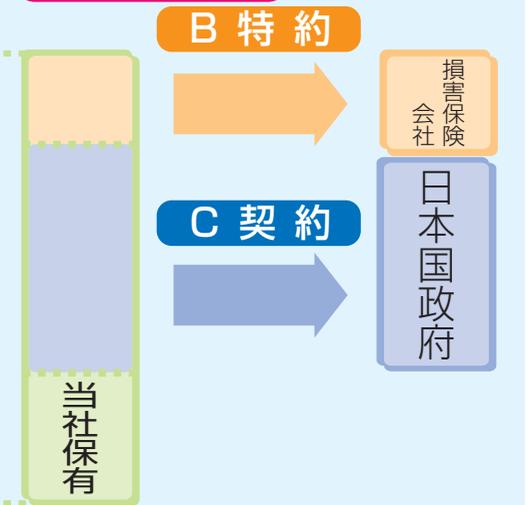
地震保険再保険の流れ

再保険の流れ



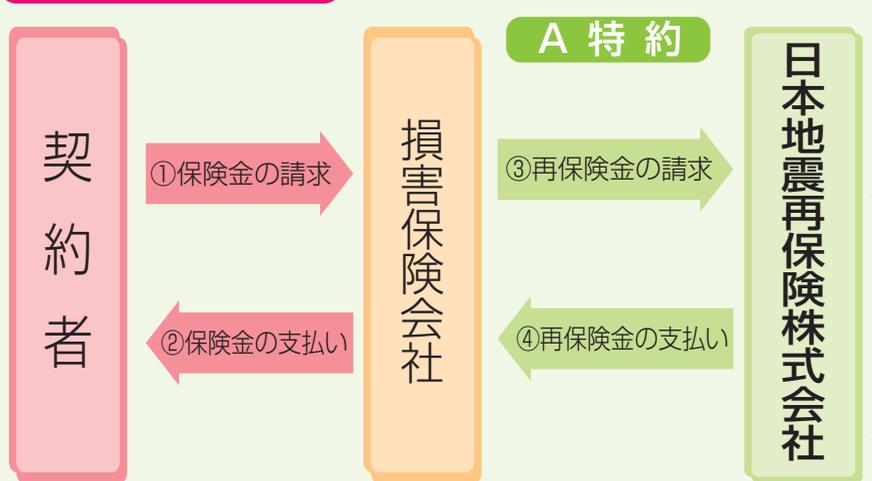
・地震保険に加入したい場合
既に火災保険や住宅総合保険に加入されている場合は、その損害保険会社へ、火災保険や住宅総合保険に加入されていない場合は、日本損害保険協会のホームページ等をご参照のうえ、ご希望の損害保険会社またはお近くの損害保険代理店に直接ご相談ください。

再々保険の流れ



A特約にもとづき当社が引き受けた保険責任は、損害保険会社および日本国政府に再々保険し、その残余を当社が保有することにより、それぞれが保険責任を分担するしくみとなっています。

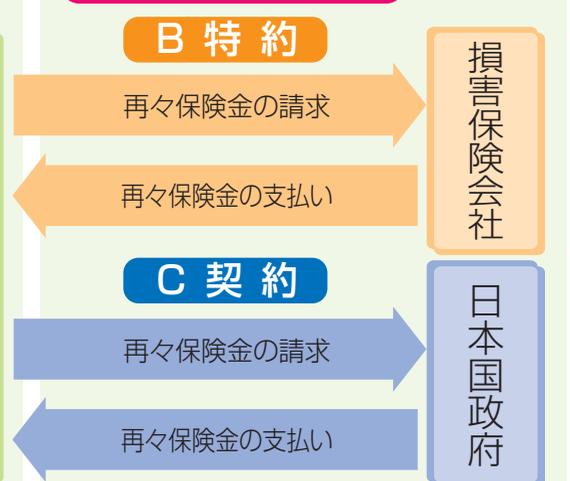
再保険金支払いの流れ



・地震被害にあわれた場合
地震保険にご加入の方はご契約の損害保険会社または損害保険代理店にご連絡ください。

・損害保険会社が経営破綻した場合
地震保険については保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合である場合、損害保険契約者保護機構が破綻会社にかわって補償割合100%で保険金を支払います。

再々保険金支払いの流れ



当社、損害保険会社および政府の保険責任

当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額(※)や責任負担の方法を簡単に図示したものが以下の再保険スキームです。

平成17年4月1日より、1回の地震等に支払われる保険金の総支払限度額(※)が5兆円となり、その結果再保険スキームと責任限度額は以下のとおりになっています。

負担方法(再保険スキーム)



※総支払限度額および責任限度額についてはp.42.43の「用語の解説」をご覧ください。

責任限度額

当 社	4,520.1億円
損害保険会社	4,258.0億円
政 府	4兆1,221.9億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆円

平成18年度末での当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

契約者が支払った保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社は地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震再保険特別会計における政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当 社	4,123億円
損害保険会社	4,518億円
政 府	1兆741億円
合 計	1兆9,383億円

(注)1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。

2. 政府責任準備金については、平成18年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。

当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金	750億円までの部分	750億円を超え 13,118億円までの部分	13,118億円を超え 2兆円までの部分	負担額合計
当 社	750	750	2,848	—	3,598.0
損害保険会社	—	—	3,336	344.1	3,680.1
政 府	—	—	6,184	6,537.9	12,721.9
合 計	750	750	12,368	6,882.0	20,000.0

地震保険契約都道府県別世帯加入率

(平成19年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)
北海道	2,580	484	3,423,340	18.76	滋賀	478	68	573,777	14.39
青森	559	70	483,996	12.65	京都	1,073	169	1,364,408	15.79
岩手	494	49	377,019	10.06	大阪	3,737	819	6,302,391	21.92
宮城	873	244	1,995,376	28.01	兵庫	2,241	354	2,839,968	15.82
秋田	415	40	299,044	9.72	奈良	535	94	814,198	17.65
山形	392	36	287,303	9.21	和歌山	417	76	629,995	18.38
福島	729	92	725,276	12.71	鳥取	221	32	270,453	14.52
茨城	1,066	188	1,493,096	17.70	島根	271	26	229,039	9.82
栃木	721	109	884,329	15.22	岡山	750	110	867,908	14.76
群馬	737	77	616,099	10.57	広島	1,187	269	2,146,554	22.73
埼玉	2,740	603	4,536,376	22.02	山口	629	93	792,314	14.80
千葉	2,415	631	4,988,980	26.14	徳島	311	59	532,548	18.94
東京	5,965	1,729	13,737,723	29.00	香川	397	82	734,038	20.85
神奈川	3,713	1,027	7,962,829	27.66	愛媛	614	104	873,769	17.01
新潟	824	113	899,879	13.80	高知	345	69	542,974	20.11
富山	376	36	348,867	9.71	福岡	2,078	464	3,778,190	22.37
石川	427	57	484,449	13.42	佐賀	300	31	256,960	10.41
福井	265	33	316,187	12.75	長崎	599	47	383,279	7.89
山梨	325	71	687,081	22.01	熊本	706	140	1,158,435	19.90
長野	792	74	720,550	9.40	大分	490	71	622,502	14.51
岐阜	717	158	1,252,473	22.06	宮崎	485	86	656,915	17.86
静岡	1,381	350	2,721,066	25.35	鹿児島	771	141	1,019,055	18.41
愛知	2,727	882	7,042,054	32.34	沖縄	523	44	361,383	8.41
三重	691	151	1,204,640	21.91	全国計	51,102	10,776	85,239,109	21.09

(注) 1.世帯数は、平成19年3月末現在の数字が未確定のため、平成18年3月末現在の数字となります。

2.地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。

3.付帯率は、平成17年中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合である。
損害保険料率算出機構統計による。

付帯率 40.3

大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

(平成19年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) (%)	今後30年以内に 発生する確率
関東大地震	22,585	5,746	45,390,190	25.44	ほぼ0%~1%
首都直下地震	15,900	4,180	32,719,007	26.29	70%程度
東海地震	21,469	5,679	44,853,778	26.45	87% (参考値)
東南海地震	20,441	4,843	38,229,334	23.69	60%~70%程度
南海地震	27,972	6,278	49,824,781	22.44	50%程度

関東大地震（1都10県）：東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都直下地震（1都4県）：東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震（1都9県）：東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

東南海地震（2府11県）：静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震（2府21県）：三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、
千葉、神奈川、静岡、愛知、島根、福岡、熊本、鹿児島

(注) 1.損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。

2.今後30年以内に発生する確率は政府の地震調査研究会推進本部の「全国を概観した地震動予測地図」2007年版による。

首都直下地震の確率は南関東のM7程度地震の確率とした。

平成18年度 再保険金の支払状況

平成18年度は被害をもたらした地震の発生が比較的少なかったことから、再保険金支払額は平成17年4月20日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震の再保険金を中心に4,060件（保険証券の件数ベース）、再保険金2,240百万円となりました。主な地震の支払状況は以下の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件数)	支払再保険金 (百万円)
1 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	2,446	933
2 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	587	430
3 大分県中部を震源とする地震	平成18年 6月12日	6.2	526	358
その他の地震	—	—	501	517
平成18年度支払再保険金合計	—	—	4,060	2,240

再保険金支払額上位10地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位10地震等については以下の表のとおりです。

(平成19年3月31日現在)

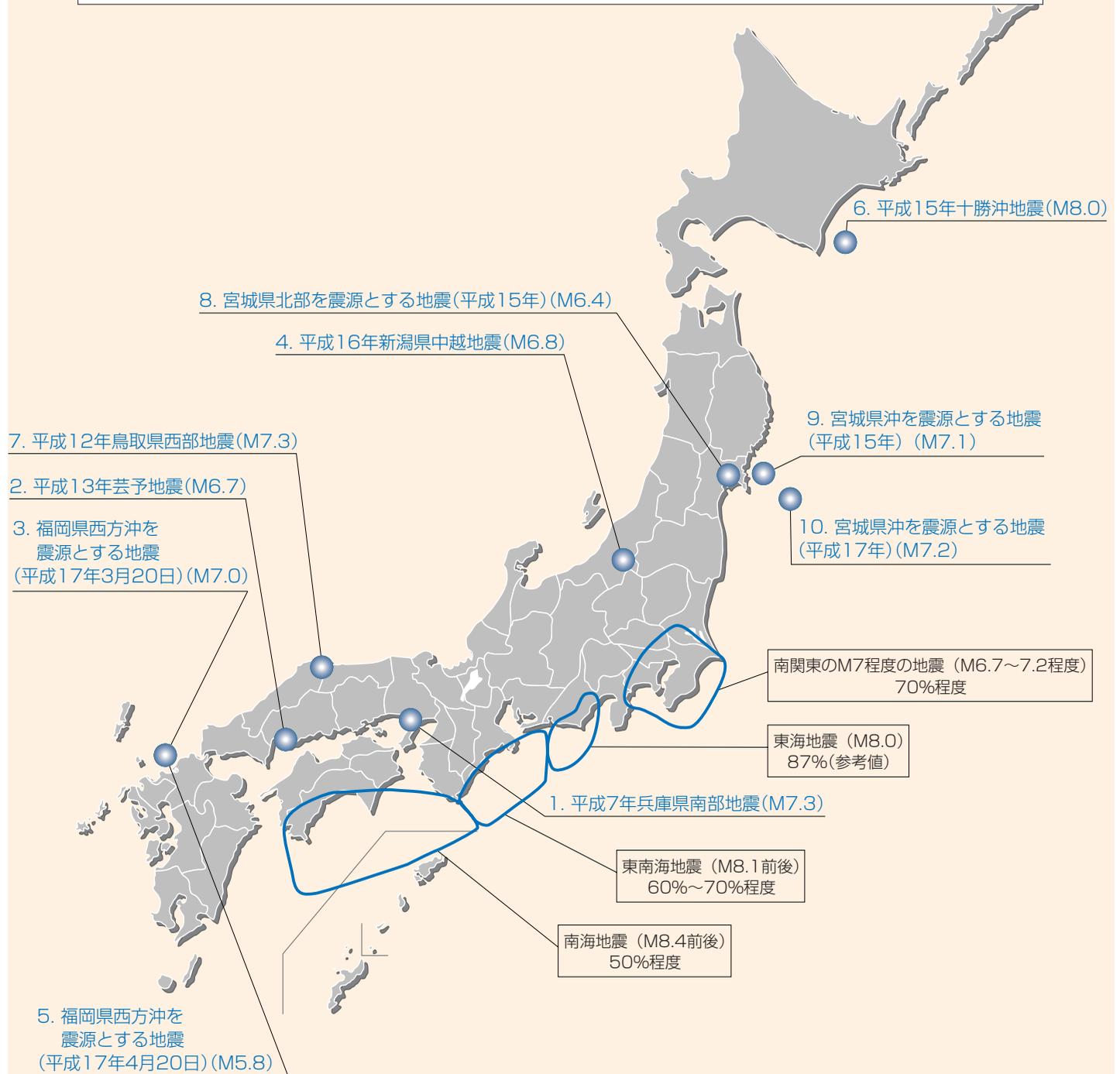
地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月24日	6.7	24,439	16,934
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,668	16,716
4 平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	12,542	14,774
5 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	10,796	6,147
6 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月26日	8.0	10,527	5,969
7 平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月 6日	7.3	4,078	2,868
8 宮城県北部を震源とする地震	平成15年 7月26日	6.4	2,540	2,171
9 宮城県沖を震源とする地震	平成15年 5月26日	7.1	2,962	1,915
10 宮城県沖を震源とする地震	平成17年 8月16日	7.2	2,700	1,499

(注) 「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

「平成19年能登半島地震」(平成19年3月25日発生、マグニチュード6.9)では、支払契約件数約3千件、支払再保険金約2,535百万円((財)日本損害保険協会調べ)を見込んでいます。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとおり分布となっており、地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表した南関東のM7程度の地震および東海地震、東南海地震、南海地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記します。



資料編

会社の概要

- 1 会社の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 会社の組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 株主・株式の状況・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 株主総会議案・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 役員の状況・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 従業員の状況・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

事業の概況

- 1 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・ 30
- 2 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標・ 31

経理の状況

- 1 直近の2事業年度における計算書類・・・・・・・・ 35
- 2 リスク管理債権・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況・・ 40
- 4 債務者区分に基づいて区分された債権・・・・・・・・ 40
- 5 保険金等の支払能力の充実の状況・・・・・・・・ 40
(ソルベンシー・マージン比率)
- 6 時価情報等・・・・・・・・・・・・・・ 41
(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

- 用語の解説 ～地震保険を理解するために～・・・・ 42

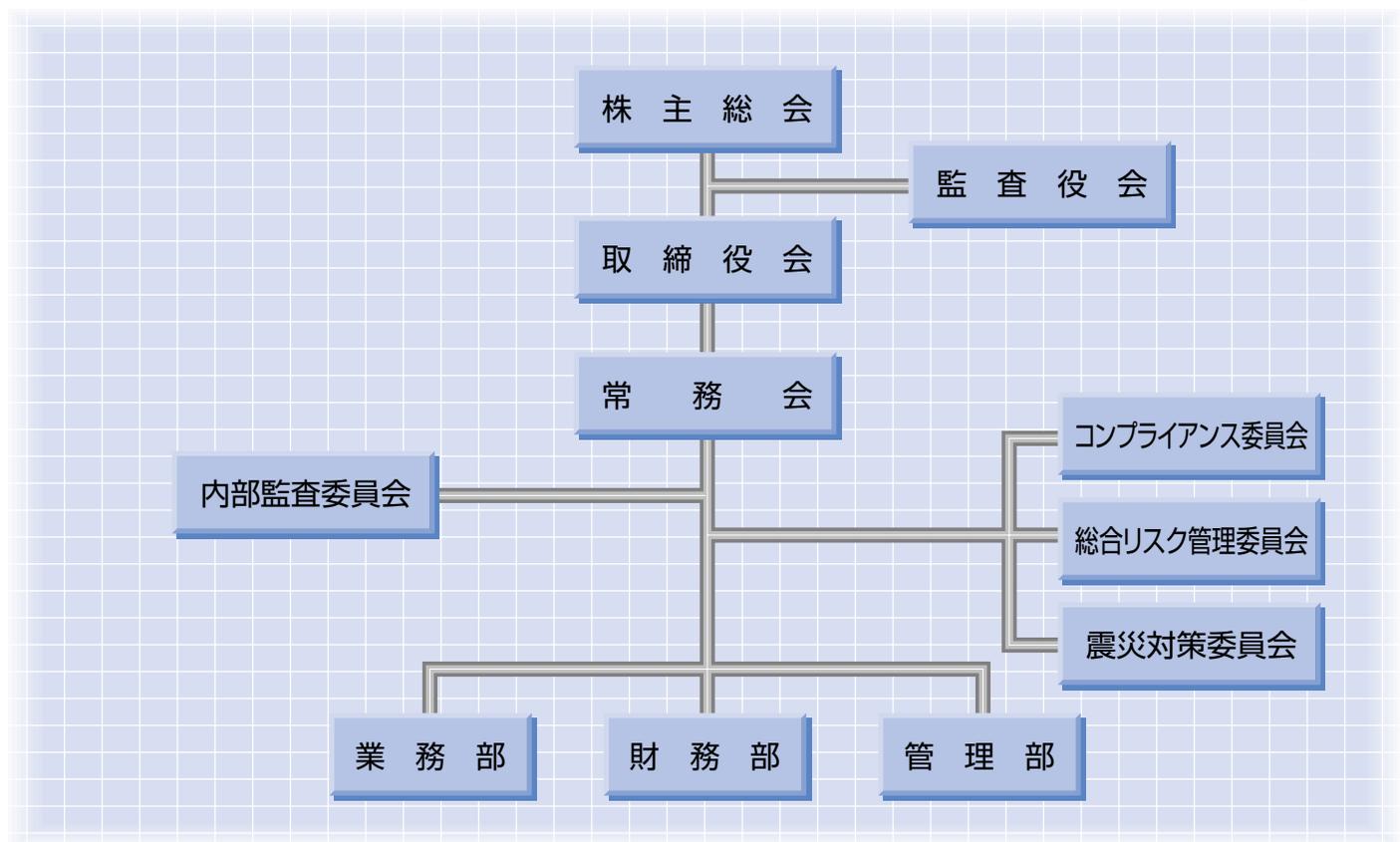
会社の概要

1 会社の沿革

昭和 41 年 5 月 30 日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
昭和 41 年 6 月 1 日	地震保険事業免許を取得
昭和 41 年 6 月 1 日	営業開始
平成 8 年 7 月 1 日	所在地を東京都中央区に移転

2 会社の組織

(平成19年4月1日現在)



3 株主・株式の状況

(1) 基本事項

株主総会開催時期	定時株主総会は毎年4月1日から4ヶ月以内に開催 臨時総会の必要がある場合には随時招集し開催
決算期日	毎年3月31日
公告方法	当社のインターネットホームページ (http://www.nihonjishin.co.jp/) において提供しております。

(2) 株式状況

(平成19年3月31日現在)

発行する株式の総数	2,000千株
発行済み株式の総数	2,000千株
株主数	12名

(3) 大株主（上位10位）

(平成19年3月31日現在)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	537	26.9
三井住友海上火災保険株式会社	338	16.9
株式会社損害保険ジャパン	321	16.1
日本興亜損害保険株式会社	208	10.4
あいおい損害保険株式会社	153	7.7
富士火災海上保険株式会社	123	6.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	102	5.1
トーア再保険株式会社	93	4.7
日新火災海上保険株式会社	61	3.1
共栄火災海上保険株式会社	34	1.7

(4) 資本金の推移

(単位：億円)

年度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
資本金	10	10	10

4 株主総会議案（第41期定時株主総会）

第41期定時株主総会を、平成19年6月29日（金）に損保会館16階理事会室において開催しました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

第41期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記の報告をいたしました。

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本件は、若林勝三、森昭彦、吉田達郎、橋本正幸、隅修三、江頭敏明、佐藤正敏、兵頭誠の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第2号議案 監査役1名補充選任の件

本件は、長谷川光正氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第4号議案 退任取締役に対し記念品贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第5号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

5 役員 の 状 況

(平成19年6月29日現在)

役名および職名	氏名・生年月日	職	歴
取締役会長 (代表取締役)	わか ばやし しょう ぞう 若林 勝三 昭和18年11月23日	昭和42年4月 平成10年6月 平成13年7月 平成16年6月	大蔵省入省(現 財務省) 沖縄開発庁 事務次官就任(現 内閣府) 日本証券業協会 専務理事就任 当社 取締役会長就任(現職)
取締役社長 (代表取締役)	もり あき ひこ 森 昭彦 昭和18年8月3日	昭和42年4月 平成13年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成16年6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 同社 取締役副社長就任 株式会社ミレアホールディングス 取締役副社長就任 当社 常務取締役就任 当社 取締役社長就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	よし だ たつ ろう 吉田 達郎 昭和23年4月30日	昭和47年4月 平成14年7月 平成16年6月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員就任 当社 常務取締役就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	はし もと まさ ゆき 橋本 正幸 昭和23年7月22日	昭和46年7月 平成16年10月 平成19年6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員就任 当社 常務取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	すみ しゅう ぞう 隅 修三 昭和22年7月11日	昭和45年4月 平成19年6月 平成19年6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	え がしら とし あき 江頭 敏明 昭和23年11月30日	昭和47年4月 平成18年6月 平成18年6月	大正海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	さ とう まさ とし 佐藤 正敏 昭和24年3月2日	昭和47年4月 平成18年6月 平成18年6月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 株式会社損害保険ジャパン 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	ひょう どう まこと 兵頭 誠 昭和20年1月25日	昭和42年4月 平成19年4月 平成19年6月	日本火災海上保険株式会社入社(現 日本興亜損害保険株式会社) 日本興亜損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
常勤監査役	は せ がわ て る ま さ 長谷川 光正 昭和18年9月12日	昭和43年4月 平成16年6月 平成19年6月	社団法人日本損害保険協会入社 同協会 常務理事就任 当社 常勤監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	こ だま ただ し 児玉 正之 昭和22年11月11日	昭和45年4月 平成16年4月 平成16年6月	大東京火災海上保険株式会社入社(現 あいおい損害保険株式会社) あいおい損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 監査役就任(現職)

役名および職名	氏名・生年月日	職	歴
監査役 (非常勤)	たて やま いち ろう 立山一郎 昭和18年6月8日	昭和42年4月 平成18年4月 平成18年6月	同和火災海上保険株式会社入社(現 ニッセイ同和損害保険株式会社) ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	おお たに てる ひこ 大谷光彦 昭和19年1月27日	昭和41年4月 平成16年6月 平成16年6月	東亜火災海上再保険株式会社入社(現 トーア再保険株式会社) トーア再保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 監査役就任(現職)

6 従業員の状況

(平成19年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
21名	41.8歳	12.2年	7,784,162円

- (注)1. 従業員数は就業人員数です。
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
 3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

7 その他

役員報酬

平成18年度において、当社の役員に支払った報酬の金額は69百万円です。

監査法人に対する報酬

平成18年度において、当社が中央青山監査法人に支払った報酬の金額は2百万円、新日本監査法人に支払った報酬の金額は7百万円です。

事業の概況

1 直近の事業年度における事業の概況

地震保険の契約件数はやや増加したものの、収入保険料は長期契約の増加傾向が一段落したことにより、全体的にはやや減少いたしました。一方、今年度は特に大きな地震もなく、地震保険金の支払件数・支払金額とも前年度を大きく下回りました。

事業費については、業容が拡大する中で経費削減に努めるとともに効率的な事業運営を心がけた結果、前年度とほぼ同様の水準に抑えることができました。

(1) 地震保険成績の概要

イ. 収入保険料と支払保険金 3(1) ①③

当年度は、前年まで増加傾向であった地震保険料がやや減少し、当年度の正味収入保険料は679億円となりました。

一方、小規模地震が頻発いたしました。特に大きな地震もなく、地震保険金の支払いは22億円となりました。

ロ. 責任準備金 3(5)

この結果、正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料322億円と運用益41億円の合計364億円を危険準備金に積み増しました。

また、前記の保険金、前年度計上の支払備金の戻入および広告宣伝費用を加えた過年度危険準備金取崩額が27億円となったことにより、当期末危険準備金は4,123億円となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金と払戻積立金を加えた結果、当期末責任準備金は4,909億円となりました。

ハ. 受託金

受託金として表示している元受保険会社等からの地震保険勘定の預り金につきましては、正味保険料および運用益の合計245億円を積み増し、広告宣伝費用5億円を取り崩した結果、当期末受託金は4,013億円となりました。

(2) 資産運用の概要 3(8)

日銀は2001年3月から続けてきたゼロ金利政策を改め二度の利上げをしましたが、中長期金利は前年度末の水準を下回って当年度を終えました。また、為替相場は、ドルは円に対し一時急落したものの期末には前年度末と同じ水準となりました。ユーロは円安が更に進行し前年度末から10%程の円安水準になりました。

このような環境下において資産運用につきましては、市場流動性リスクを第一に考え、金利リスク等の市場リスクと信用リスクを考慮し、これに収益性を加味して国債や高格付けの社債を中心に運用いたしました。この結果、税引前運用益は業務勘定で44億円と前年度に比べ13億円の増加、受託金勘定では40億円と前年度に比べ9億円の増加となり、当年度末の運用資産は8,967億円となりました。

(3) 当期損益

当年度の損益につきましては、利息及び配当金収入にその他の項目を加減し、法人税等を加減算した結果、16百万円の当期純損失となりました。

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		47,566 (△6.5%)	50,896 (7.0%)	58,198 (14.3%)	71,132 (22.2%)	67,981 (△4.4%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		58,460 (△20.4%)	66,352 (13.5%)	71,856 (8.3%)	107,868 (50.1%)	90,373 (16.2%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		58,156 (△20.0%)	66,167 (13.8%)	71,758 (8.4%)	107,845 (50.3%)	90,229 (16.3%)
経常利益 (対前期増減(△)率)		303 (△57.1%)	184 (△39.3%)	98 (△46.7%)	23 (△76.4%)	143 (521.1%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)		10 (△55.6%)	17 (74.2%)	10 (△40.5%)	36 (243.6%)	△16 (△146.4%)
資本金の額 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,577	1,579	1,587	1,605	1,600
総資産額		726,458	761,594	804,333	838,555	908,963
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		391,482 (8.5%)	412,968 (5.5%)	415,802 (0.7%)	450,892 (8.4%)	490,901 (8.9%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		341,675 (9.3%)	359,772 (5.3%)	355,813 (△1.1%)	378,731 (6.4%)	412,364 (8.9%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		652,210 (5.5%)	682,285 (4.6%)	734,046 (7.6%)	771,383 (5.1%)	851,739 (10.4%)
ソルベンシー・マージン比率		176.3%	184.3%	182.2%	160.2%	175.3%
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		20名	17名	18名	21名	21名

(注) ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっております。詳細は、40頁を参照下さい。

当社は、信託業務は行っておりません。

3 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料等

種目：地震

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受再保険料		120,972	143,493	142,841
解約返戻金		1,082	1,440	1,760
受再正味保険料(A)		117,942	139,621	139,172
支払再保険料(B)		59,744	68,488	71,190
正味収入保険料(A-B)		58,198	71,132	67,981

- (注) 1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
 2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
 3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

② 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
保険引受収益		61,995	91,001	72,451
保険引受費用		61,515	90,580	71,804
営業費及び一般管理費		401	421	521
その他の収支		△78	-	△126
保険引受利益		-	-	-

- (注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
 2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

③ 正味支払保険金等

種目：地震

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受再正味保険金(A)		15,987	24,662	2,240
回収再保険金(B)		-	-	-
正味支払保険金(A-B)		15,987	24,662	2,240

- (注) 1. 受再正味保険金…受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
 2. 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

(2) 保険契約に関する指標等

① 正味損害率及び正味事業費率及びその合算率

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
正味損害率		28.7%	37.9%	3.7%
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)		24,804 (401)	28,982 (421)	29,348 (521)
(諸手数料及び集金費)		(24,403)	(28,560)	(28,827)
正味事業費率		42.6%	40.7%	43.2%
合算率		71.3%	78.6%	46.9%

- (注) 1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率…(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

② 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国内契約		100%	100%	100%

③ 出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再先保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
18社	77.7%

- (注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象としています。

未収再保険金は該当ありません。

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率については、該当ありません。
 出再保険料の格付け毎の割合については、地震保険を対象としておりません。
 当社は、契約者配当金を支払っていません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
支払備金		17,878	1,104	1,545
責任準備金		415,802	450,892	490,901
合計		433,681	451,997	492,446

② 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	平成17年度 未残高	平成18年度 増加額	平成18年度減少額		平成18年度 未残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-	-
退職給付引当金	83	17	3	-	97
役員退職慰労引当金	7	4	-	-	11
賞与引当金	14	16	14	-	16
価格変動準備金	7	0	-	-	8
合計	113	37	18	-	132

③ 資本金等明細表

(単位：百万円)

区分	平成17年度 未残高	平成18年度 増加額	平成18年度 減少額	平成18年度 未残高	
					資本金
うち発行株式	普通株式	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
	計	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
利益準備金及び積立金	利益準備金	1	-	-	1
	特別積立金	17	-	-	17
	価格変動特別積立金	39	-	-	39
計	57	-	-	57	

- (注) 平成18年度末における自己株式数は、11,400株です。

④ 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人件費		420	453	343
物件費		1,014	2,512	721
税金		159	195	186
諸手数料及び集金費		24,403	28,560	28,827
合計		25,998	31,722	30,079

- (注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。
 火災予防拠出金および交通事故予防拠出金、保険契約者保護機構に対する負担金は該当ありません。

⑤ 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国債等		35	92	426
外国証券		6	-	-
合計		41	92	426

⑥ 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国債等		10	288	246
外国証券		221	401	-
合計		231	689	246

⑦ 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国債等		-	-	-
外国証券		-	-	-
合計		-	-	-

⑧ 減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成18年度償却額	償却累計額	平成18年度末残高	償却累計率%
有形固定資産					
建物	92	2	53	39	57.6
(営業用)	(92)	(2)	(53)	(39)	(57.6)
(賃貸用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他	22	0	19	3	86.5
計	115	3	73	42	63.3
無形固定資産					
ソフトウェア	9	2	4	4	51.3
その他	0	0	0	0	63.1
計	9	2	5	4	52.0
合計	125	5	78	47	62.4

⑨ 固定資産処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
不動産		2	-	-
(土地)		(-)	(-)	(-)
(建物)		(2)	(-)	(-)
動産		-	-	-
有形固定資産		-	-	-
(土地)		(-)	(-)	(-)
(建物)		(-)	(-)	(-)
(その他)		(-)	(-)	(-)
無形固定資産		-	-	-
(ソフトウェア)		(-)	(-)	(-)
(その他)		(-)	(-)	(-)
合計		2	-	-

責任準備金積立水準については、対象とする契約がないため省略します。
損害率の上昇に対する経常利益又は計上損失の変動については、保険金は責任準備金の取崩によって相殺されるため省略します。
貸付金償却および固定資産処分益は該当するものがありません。

(4) 特別勘定に関する指標

該当ありません。

(5) 地震保険の責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
危険準備金		355,813	378,731	412,364
払戻積立金		3,303	2,639	2,291
未経過保険料積立金		56,685	69,521	76,245
合計		415,802	450,892	490,901

(6) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)については、地震保険を対象としておりません。

(7) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額については地震保険を対象としておりません。

(8) 資産運用に関する指標等

① 資産運用方針

当社は大地震の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、換金性を重視することを大前提とし、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

② 資産運用の概況

預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
預貯金		28,470	38,026	29,986
(普通預金)		(1,140)	(10,696)	(4,586)
(定期預金)		(27,330)	(27,330)	(25,400)

総資産及び運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預貯金		28,470	3.5	38,026	4.5	29,986	3.3
コールローン		15,000	1.9	-	-	-	-
買入金銭債権		6,297	0.8	1,799	0.2	999	0.1
金銭の信託		9,173	1.1	15,528	1.9	13,958	1.5
有価証券		734,046	91.3	771,383	92.0	851,739	93.7
建物		45	0.0	42	0.0	39	0.0
運用資産計		793,033	98.6	826,779	98.6	896,723	98.6
総資産		804,333	100.0	838,555	100.0	908,963	100.0

③ 利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り) (単位：百万円)

区分	年度	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		金額	利回り(%)	金額	利回り(%)	金額	利回り(%)
預貯金		85	0.18	91	0.20	143	0.33
コールローン		0	0.05	0	0.05	-	-
買入金銭債権		14	0.17	4	0.12	2	0.30
金銭の信託		75	0.78	86	0.57	52	0.38
有価証券		9,140	1.30	10,307	1.40	11,705	1.46
建物		-	-	-	-	-	-
合計		9,315	1.21	10,490	1.31	11,904	1.39

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)…資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む)。

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

④資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

区分	年度			年度		
	平成17年度			平成18年度		
	分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)	分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)
預貯金	91	46,885	0.20	143	43,612	0.33
コールローン	0	208	0.05	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	4	3,918	0.12	2	842	0.30
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	270	15,260	1.77	265	13,730	1.93
有価証券	9,595	737,410	1.30	11,885	799,894	1.49
公社債	4,051	548,823	0.74	4,874	589,636	0.83
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	5,594	178,579	3.13	7,005	198,508	3.53
その他の証券	Δ51	10,007	Δ0.52	5	11,749	0.05
貸付金	-	-	-	-	-	-
建物	-	45	-	-	-	-
金融派生商品	Δ3,457	-	-	Δ3,425	-	-
その他	105	-	-	65	-	-
合計	6,609	803,728	0.82	8,938	858,121	1.04

(注) 資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

⑤時価総合利回り(参考)

(単位：百万円)

区分	年度			年度		
	平成17年度			平成18年度		
	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)
預貯金	91	46,885	0.20	143	43,612	0.33
コールローン	0	208	0.05	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	4	3,918	0.12	2	842	0.30
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	495	15,434	3.21	96	14,128	0.68
有価証券	Δ5,171	742,714	Δ0.70	16,588	790,431	2.10
公社債	Δ7,147	553,869	Δ1.29	8,817	583,484	1.51
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	2,021	178,946	1.13	7,589	195,301	3.89
その他の証券	Δ45	9,897	Δ0.46	180	11,646	1.55
貸付金	-	-	-	-	-	-
建物	-	45	-	-	41	-
金融派生商品	Δ3,457	-	-	Δ3,425	-	-
その他	105	-	-	65	-	-
合計	Δ7,931	809,205	Δ0.98	13,470	849,058	1.59

(注) 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)
+(当期末評価差額* - 前期末評価差額*) + 繰延ヘッジ損益増減
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*
+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

*税効果控除前の金額による。

⑥海外投融資残高、構成比及び利回り

(単位：百万円)

区分	年度		年度		年度	
	平成16年度末		平成17年度末		平成18年度末	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
外貨建						
外国公社債	137,611	82.7	167,736	83.2	163,130	76.2
円貨建						
外国公社債	28,709	17.3	33,905	16.8	50,819	23.8
合計	166,320	100.0	201,642	100.0	213,950	100.0
海外投融資利回り						
運用資産利回り(インカム利回り)		2.84%		3.36%		3.53%
資産運用利回り(実現利回り)		2.69%		3.13%		3.53%
時価総合利回り(参考)		1.41%		1.13%		3.89%

- (注) 1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り」は、海外投融資に係る資産について、③利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)と同様の方法により算出したものであります。
2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り」は、海外投融資に係る資産について、④資産運用利回り(実現利回り)と同様の方法により算出したものであります。

⑦保有有価証券の種類別残高及び合計に対する構成比(単位：百万円)

区分	年度		年度		年度	
	平成16年度末		平成17年度末		平成18年度末	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債	256,145	34.9	310,554	40.3	411,753	48.3
地方債	17,940	2.4	4,476	0.6	4,390	0.5
社債	287,238	39.1	239,851	31.1	212,777	25.0
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	166,320	22.7	201,642	26.1	213,950	25.1
その他の証券	6,401	0.9	14,858	1.9	8,869	1.1
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-
合計	734,046	100.0	771,383	100.0	851,739	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
運用資産利回り(インカム利回り)	公社債	0.88	0.78	0.76
	株式	-	-	-
	外国証券	2.84	3.36	3.53
	その他の証券	0.28	0.56	2.06
	合計	1.30	1.31	1.46
資産運用利回り(実現利回り)	公社債	0.89	0.74	0.83
	株式	-	-	-
	外国証券	2.69	3.13	3.53
	その他の証券	Δ0.03	Δ0.52	0.05
	合計	1.27	0.82	1.49
時価総合利回り(参考)	公社債	0.96	Δ1.29	1.51
	株式	-	-	-
	外国証券	1.41	1.13	3.89
	その他の証券	Δ1.29	Δ0.46	1.55
	合計	1.04	Δ0.98	2.10

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

平成17年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国債	43,635	87,471	153,791	-	-	25,655	310,554
地方債	-	1,828	2,553	-	95	-	4,476
社債	56,979	99,109	83,469	97	195	-	239,851
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	17,053	53,602	121,662	6,403	2,919	-	201,642
その他の証券	-	-	5,066	-	2,986	6,805	14,858
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	117,668	242,012	366,543	6,501	6,196	32,460	771,383

平成18年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国債	48,073	126,365	211,470	-	-	25,843	411,753
地方債	-	4,312	77	-	-	-	4,390
社債	47,939	94,263	70,077	99	397	-	212,777
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	21,464	112,657	61,789	-	18,037	-	213,950
その他の証券	-	995	-	-	-	7,874	8,869
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	117,478	338,594	343,414	99	18,435	33,717	851,739

⑩有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
土地		-	-	-
(営業用)		(-)	(-)	(-)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
建物		45	42	39
(営業用)		(45)	(42)	(39)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
建物仮勘定		-	-	-
(営業用)		(-)	(-)	(-)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
計		45	42	39
(営業用)		(45)	(42)	(39)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
その他		3	2	3
合計		48	45	42

次の11項目については、該当するものはありません。

- ①商品有価証券、②商品有価証券の平均残高および売買高、③業種別保有株式の額、④貸付金の残存期間別の残高、⑤担保別貸付金残高、⑥使途別貸付金残高及び構成比、⑦業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、⑧規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、⑨公共関係投融资（新規引受ベース）、⑩住宅関連融資、⑪各種ローン金利

経理の状況

1 直近の2事業年度における計算書類

当社取締役社長は、以下の事業年度における財務諸表等は、下記の理由により不実の記載がなく、その作成過程は内部監査により適切であることを確認しております。

1. 財務諸表等は、作成に係わる業務分掌と事務処理規程及び権限基準の整備による適切な業務体制に基づいて作成されている。
2. 所管部署における業務プロセスについては、内部監査部門が適切性を検証し、重要な指摘事項がない旨を取締役に報告している。

また、保険業法第111条第1項の規定にもとづき公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書等については、会計監査人である新日本監査法人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(資産の部) (単位：百万円)

科目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)		平成18年度 (平成19年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
現金及び預貯金	38,026	4.5	29,986	3.3
預貯金	38,026		29,986	
買入金銭債権	1,799	0.2	999	0.1
金銭の信託	15,528	1.9	13,958	1.5
有価証券	771,383	92.0	851,739	93.7
国債	310,554		411,753	
地方債	4,476		4,390	
社債	239,851		212,777	
外国証券	201,642		213,950	
その他の証券	14,858		8,869	
不動産及び動産	45	0.0	-	
建物	42		-	
動産	2		-	
有形固定資産	-		42	0.0
建物	-		39	
その他の有形固定資産	-		3	
無形固定資産	-		4	0.0
ソフトウェア	-		4	
その他の無形固定資産	-		0	
その他資産	11,686	1.4	12,155	1.3
再保険貸	8,172		8,205	
未収金	427		292	
未収収益	2,910		3,348	
預託金	51		51	
仮払金	96		96	
金融派生商品	20		161	
その他の資産	6		-	
繰延税金資産	85	0.0	76	0.0
資産の部合計	838,555	100.0	908,963	100.0

(負債の部) (単位：百万円)

科目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)		平成18年度 (平成19年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
保険契約準備金	451,997	53.9	492,446	54.2
支払準備金	1,104		1,545	
責任準備金	450,892		490,901	
受託金	377,390	45.0	401,383	44.2
その他負債	16,503	2.0	17,940	2.0
再保険借	5,390		5,457	
未払法人税等	114		195	
預り金	2		2	
未払金	702		756	
金融派生商品	10,292		11,528	
退職給付引当金	83	0.0	97	0.0
役員退職慰労引当金	7	0.0	11	0.0
賞与引当金	14	0.0	16	0.0
特別法上の準備金	7	0.0	8	0.0
価格変動準備金	7		8	
地震保険評価差額金	△9,054	△1.1	△4,540	△0.5
負債の部合計	836,949	99.8	907,363	99.8

(資本の部) (単位：百万円)

科目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)		平成18年度 (平成19年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
資本金	1,000	0.1	-	-
利益剰余金	617	0.1	-	-
利益準備金	1		-	
任意積立金	56		-	
(特別積立金)	(17)		(-)	
(価格変動特別積立金)	(39)		(-)	
当期末処分利益 (当期純利益)	559 (36)		- (-)	
株式等評価差額金	△5	△0.0	-	-
自己株式	△5	△0.0	-	-
資本の部合計	1,605	0.2	-	-
負債及び資本の部合計	838,555	100.0	-	-

(純資産の部) (単位：百万円)

科目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)		平成18年度 (平成19年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
資本金	-	-	1,000	0.1
利益剰余金	-	-	600	0.1
利益準備金	-	-	1	
その他利益剰余金	-	-	599	
特別積立金	-	-	17	
価格変動特別積立金	-	-	39	
繰越利益剰余金	-	-	542	
自己株式	-	-	△5	△0.0
株主資本合計	-	-	1,594	0.2
その他有価証券評価差額金	-	-	5	0.0
評価・換算差額合計	-	-	5	0.0
純資産の部合計	-	-	1,600	0.2
負債及び純資産の部合計	-	-	908,963	100.0

平成18年度の注記事項

1. 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法

- (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
- (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
- (3) 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額について、税効果控除前の額を、保険業法施行規則に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しています。それ以外の評価差額については税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しています。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっています。
- (2) 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しています。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っていません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しています。

(4) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により算出しています。

(5) 価格変動準備金

価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8. 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を危険準備金として累積して積み立てています。

9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

10. 会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,600百万円です。

11. 表示方法の変更

当事業年度から保険業法施行規則の改正及び会社計算規則の施行により貸借対照表の様式を改訂いたしました。前事業年度からの主な変更は次のとおりです。

- (1) 「不動産及び動産」と掲記されていたものは、「有形固定資産」として表示しています。
- (2) 「その他資産」に含めていたソフトウェア等を、「無形固定資産」として表示しています。
- (3) 「株式等評価差額金」と掲記されていたものは、「その他有価証券評価差額金」として表示しています。
- (4) 「価格変動準備金」と掲記されていたものは、「特別法上の準備金」の内訳として表示しています。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は、73百万円です。

13. 繰延税金資産の総額は81百万円、繰延税金負債の総額は4百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税32百万円、退職給付引当金35百万円、賞与引当金5百万円です。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金4百万円です。

14. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しています。

15. 1株あたりの純資産額は804円80銭です。算定の基礎である純資産額は1,600百万円、普通株式に係る純資産額は1,600百万円。普通株式の当期末株数数は1,988千株です。

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		107,868	90,373
保険引受収益		91,001	72,451
正味収入保険料		71,132	67,981
支払備金戻入額		16,773	—
積立保険料等運用益		3,095	4,469
資産運用収益		16,846	17,920
利息及び配当金収入		10,403	11,851
金銭の信託運用益		376	265
有価証券売却益		92	426
為替差益		8,964	9,779
その他運用収益		105	66
積立保険料等運用益振替		△3,095	△4,469
その他経常収益		20	1
経常費用		107,845	90,229
保険引受費用		90,580	71,804
正味支払保険金		24,662	2,240
損害調査費		2,266	287
諸手数料及び集金費		28,560	28,827
支払備金繰入額		—	440
責任準備金繰入額		35,089	40,008
資産運用費用		13,331	13,452
金銭の信託運用損		105	—
有価証券売却損		689	246
有価証券償還損		114	—
金融派生商品費用		12,422	13,205
その他運用費用		0	0
営業費及び一般管理費		894	964
その他経常費用		3,038	4,008
支払利息		3,038	4,008
経常利益		23	143
特別損失		7	0
価格変動準備金繰入額		7	0
税引前当期純利益		15	143
法人税及び住民税		0	158
法人税等調整額		△21	2
当期純利益		36	△16

平成18年度の注記事項

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	139,172 百万円
支払再保険料	71,190 百万円
差引	67,981 百万円

2. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	143 百万円
買入金銭債権利息	2 百万円
有価証券利息	11,705 百万円
計	11,851 百万円

3. 金融派生商品費用中の評価損益は11,366百万円の損です。

4. 1株当たりの当期純損失は、8円47銭です。

算定上の基礎である当期純損失は16百万円、普通株式に係る当期純損失は16百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株です。

5. 当期末における法定実効税率は36.21%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は111.72%であり、この差異の主な内訳は、危険準備金に係る広告宣伝費用損金算入額△26.26%、危険準備金有税繰入額の損金不算入額134.83%、過年度未経過保険料運用益超過額43.86%および税務上の繰越欠損金の当期控除額△77.52%です。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
		金額	金額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		15	143
減価償却費		5	5
支払備金の増加額		△16,773	440
責任準備金の増加額		35,089	40,008
受託金の増加額		22,907	23,993
退職給付引当金の増加額		10	13
役員退職慰労引当金の増加額		7	4
賞与引当金の増加額		1	1
価格変動準備金の増加額		7	0
利息及び配当金収入		△10,403	△11,851
有価証券関係損益		711	△180
為替差損益		△8,705	△7,113
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		△377	102
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		418	121
その他		7,486	1,068
小計		30,402	46,757
利息及び配当金の受取額		10,019	11,295
法人税等の支払額		△10	△51
営業活動によるキャッシュ・フロー		40,410	58,001
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増加額		-	1,930
買入金銭債権の取得による支出		△3,497	△499
買入金銭債権の売却・償還による収入		7,796	1,498
金銭の信託の増加による支出		△10,130	-
金銭の信託の減少による収入		4,000	1,400
有価証券の取得による支出		△332,403	△512,329
有価証券の売却・償還による収入		288,186	444,088
II ①小計		△46,049	△63,912
(I + II ①)		(△5,638)	(△5,910)
不動産及び動産の取得による支出		△5	-
有形固定資産の取得による支出		-	△0
その他		-	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△46,054	△63,913
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V. 現金及び現金同等物の増加額		△5,643	△5,911
VI. 現金及び現金同等物期首残高		17,140	11,496
VII. 現金及び現金同等物期末残高		11,496	5,585

注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	(単位：百万円)	
	(平成18年3月31日現在)	(平成19年3月31日現在)
現金及び預貯金	38,026	29,986
買入金銭債権	1,799	999
有価証券	771,383	851,739
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△ 27,330	△ 25,400
現金同等物以外の買入金銭債権	△ 999	-
現金同等物以外の有価証券	△ 771,383	△ 851,739
現金及び現金同等物	11,496	5,585

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 利益処分

(単位：百万円)

区分	年度	平成17年度
当期末処分利益		559
次期繰越利益		559

(5) 株主資本等変動計算書

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
					特 別 積 立 金	価 格 変 動 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
前事業年度末残高	1,000				1	17	39	559	617	△5	1,611
当事業年度変動額											
新株の発行											
剰余金の配当											
当期純利益								△16	△16		△16
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）											
当事業年度変動額合計								△16	△16		△16
当事業年度末残高	1,000				1	17	39	542	600	△5	1,594

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前事業年度末残高	△5			△5		1,605
当事業年度変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
当期純利益						△16
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	11			11		11
当事業年度変動額合計	11			11		△5
当事業年度末残高	5			5		1,600

(注)1.平成18年度当事業年度末における発行済株式数は、普通株式2,000千株であります。
2.平成18年度当事業年度末における自己株式数は、普通株式11,400株であります。

(6) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり当期純利益	5.30円	18.23円	△8.47円
配 当 性 向	—	—	—
1株当たり純資産額	798.07円	807.42円	804.80円
従業員1人当たり総資産額	44,685	39,931	43,283

(注)1.1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。
2.1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。
3.従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

2 リスク管理債権

次の5項目については、該当ありません。

(1) 破綻先債権、(2) 延滞債権、(3) 3ヶ月以上延滞債権、(4) 貸付条件緩和債権、(5) リスク管理債権の合計額

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

次の4項目については、該当ありません。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、(3) 要管理債権、(4) 正常債権

5 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	359,908	375,606	411,687
	純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く)	1,575	1,611	1,594
	価格変動準備金	0	7	8
	異常危険準備金	355,813	378,731	412,364
	一般貸倒引当金	-	-	-
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	2,520	△4,743	△2,279
	土地の含み損益	-	-	-
	負債性資本調達手段等	-	-	-
	控除項目	-	-	-
	その他	-	-	-
(B)	リスクの合計額	394,964	468,880	469,506
	$\sqrt{R1^2 + (R2+R3)^2 + R4 + R5}$			
	一般保険リスク相当額(R1)	-	-	-
	予定利率リスク相当額(R2)	-	-	-
	資産運用リスク相当額(R3)	7,190	7,676	8,290
	経営管理リスク相当額(R4)	7,744	9,193	9,206
(C)	巨大災害リスク相当額(R5)	380,030	452,010	452,010
	ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100	182.2%	160.2%	175.3%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定にもとづいて算出しています。

ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の見積りを超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の見積りを超える危険」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等にもとづき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

「通常の見積りを超える危険」(リスクの合計額)：①～⑤の総額

- ①保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の見積りを超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- ②予定利率上の危険： 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の見積りを超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険： 業務の運営上通常の見積りを超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険： 通常の見積りを超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)

損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

◎当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

6 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

(1) 有価証券

① その他有価証券で時価のあるもの

平成17年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	公 社 債 式	99,781	100,108	327
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	134,319	142,393	8,073
	そ の 他	1,797	1,826	28
	小 計	235,898	244,328	8,430
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	公 社 債 式	461,253	454,773	△6,480
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	60,483	59,248	△1,234
	そ の 他	13,164	13,032	△131
	小 計	534,901	527,054	△7,846
合 計		770,799	771,383	583

平成18年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	公 社 債 式	197,594	198,763	1,169
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	156,809	171,806	14,996
	そ の 他	2,800	2,921	121
	小 計	357,203	373,492	16,288
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	公 社 債 式	433,535	430,156	△3,378
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	42,603	42,143	△460
	そ の 他	5,997	5,947	△50
	小 計	482,136	478,247	△3,888
合 計		839,340	851,739	12,399

② 当期に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成17年度			平成18年度		
	売却額	売却益合計	売却損合計	売却額	売却益合計	売却損合計
その他有価証券	51,149	92	689	67,531	426	246

次の4項目については、該当ありません。

- ① 売買目的有価証券、② 満期保有目的の債券で時価のあるもの、
 - ③ 当期に売却した満期保有目的の債券、④ 時価のない有価証券
- の主な内容および貸借対照表計上額

(2) 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	平成17年度末		平成18年度末	
	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
金 銭 の 信 託	10,000	-	10,000	-

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託 (単位：百万円)

種 類	平成17年度末			平成18年度末		
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
金 銭 の 信 託	5,130	5,528	398	3,730	3,958	228

(3) デリバティブ取引情報

① 取引の状況に関する事項

当社では外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を行っているほか、債券に係る将来の金利変動リスクを軽減する目的で、債券店頭オプション取引を行っています。

当社が利用しているデリバティブ取引は相場の変動による市場リスクを有していますが、大部分は現物資産をヘッジする目的で行っているため、当該取引の損失のみが発生することはありません。また、一部購入予定の債券に関してオプション取引を利用する場合がありますが、量的制限を設けているため、リスクは限定的です。

取引先は信用度の高い金融機関であるため、契約不履行等の信用リスクはほとんどないと考えています。

当社のデリバティブ取引の状況は取引執行部門と分離したリスク管理部門がチェックし、定期的に常務会等へ報告しています。

② 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が、そのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

③ デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

(イ) 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成17年度末			平成18年度末				
		契約額等 うし年総	時価	評価損益	契約額等 うし年総	時価	評価損益		
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売 建								
	米 ド ル	61,231	28,403	66,631	△5,400	56,592	25,889	60,440	△3,848
	ユ ー ロ	83,141	34,779	87,637	△4,496	76,380	33,086	83,738	△7,358
	カナダドル	2,872	1,211	3,246	△374	3,037	3,037	3,197	△160
合 計				△10,272					△11,366

(注) 時価の算定方法

為替予約取引……………為替相場は先物相場を使用しております。

その他の時価情報等は、該当ありません。

用語の解説～地震保険を理解するために～

あ 行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の目的が建物の場合、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か 行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

警戒宣言

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等をするようになっていきます。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづき、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受けおよび既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

さ 行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社（受再保険会社）が再保険を出した保険会社（出再保険会社）に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料および集金費を総称しています。

地震保険評価差額金

地震保険の責任準備金および地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額をいいます。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減（受再保険料を加え、出再保険料を控除する）し、さらに、積立保険料と諸戻戻金を控除した保険料のことです。

責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火または1会計年度ごとの保険金支払に対する当社、損害保険会社および政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額といいます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全 損

地震保険における全損とは、保険の目的が建物の場合には、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震、津波、噴火によって政府および保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目途に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た 行

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は振る回数が多くなるほど6分の1に近づきます。このような個々の確率は必ずしも一定でないとしても、大量の事例を観察すると確率が一定の値に近づくことを大数の法則といいます。保険料の算定のもとになる保険事故の確率は、大数の法則にもとづいて算出されます。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めが締結され、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

超過損害額再保険特約

1事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

は 行

半 損

地震保険における半損とは、保険の目的が建物の場合には、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた土地および時における保険の目的の価格をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負いません。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま 行

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といいます。

元受保険会社（元受社）

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といいます。

日本地震再保険の現状2007
平成19年7月発行

日本地震再保険株式会社
管理部企画・経理グループ

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
小舟町富士プラザ内

URL <http://www.nihonjishin.co.jp/>
E-mail kikaku@nihonjishin.co.jp
TEL 03(3664)6098

本誌は保険業法第111条にもとづいて作成致しました。

 日本地震再保険株式会社
<http://www.nihonjishin.co.jp/>

